

大阪市立図書館の複写サービスについて(複写できる範囲)

資料の種類	複写できる範囲
単行本	本文の半分まで
新聞	最新号は、ひとつの記事の半分まで複写可 最新号以外の新聞は、一日分全体の半分まで複写可 朝刊は、夕刊を受け入れた時点で最新号でないと判断しています。
雑誌	最新号はひとつの記事の半分まで バックナンバーは、1冊の半分まで複写が可能。 季刊・年刊の雑誌の場合は、発行後3か月経過したものは記事全体～1冊の半分まで複写が可能。個々の著作物(論文・記事)については、その全部の複写が可能。他の図書館で雑誌扱いになっている紀要なども、これに準じます。
地図	
1枚ものの地図	1枚の半分まで ただし、国土地理院(前身の陸地測量部など含む)発行の地図については、測量法の改正に伴い、全面複写が可能。
住宅地図・ブルーマップ	1つの地図の半分まで 出版者によって取り扱いが異なる場合があります。
楽譜	1曲の半分まで ただし、最新号以外の雑誌・新聞に掲載の場合には1曲可。
事典の一項目など	事典の1項目などは独立した1つの著作物であるが、コピーの際にその全部が同一紙面に写りこんでしまう場合は、「複写物の写り込みに関するガイドライン」(日本図書館協会他)を運用し、1項目全体が写りこむ複写も可とします。
付録資料	本体とは別の著作物として扱うので、1点の半分まで
JIS規格	規格票はすべて複写可、解説は半分まで
官報	最新号を含めすべて複写可